

民法の一部を改正する法律の施行に伴う恩給給与規則 の規定の整備及び経過措置に関する政令の概要

1. 改正の趣旨

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日から施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、恩給の請求手続等を定めた恩給給与規則（大正12年勅令第369号）について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

- (1) 扶助料の寡婦加算の請求手続等に関する規定について、18歳以上20歳未満の子については、成年の子として取り扱う規定に改める等、関係規定の整備を行う。（第1条）
- (2) 民法の一部を改正する法律の施行日の前日（令和4年3月31日）において、未成年の子がある場合における当該未成年の子に係る増加恩給の扶養加給並びに扶助料の扶養遺族加給及び寡婦加算の請求手続について、必要となる経過措置を設ける。（第2条及び附則第2項）

3. 施行期日等

公布日：令和4年2月14日
施行日：令和4年4月1日